

(裏)
記載方法等

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が営農困難時貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における営農困難時貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。

- 1 本文の「第70条の4第22項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けて第70条の6第28項
第70条の6第28項
いる場合は、「第70条の6第28項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第22項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 この明細書は、次により記載してください。
 - (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
 - (2) 「営農困難時貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自：平　・　・」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至：平　・　・」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき貸付けを行った場合で、当該貸付けについて農用地利用集積計画に基づき再設定があった場合も同様となります。
- 3 納税猶予の適用を受ける農地等の全部について営農困難時貸付けを行っている場合であっても別紙1の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。
- 4 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。

受贈者、相続人(受遺者)の氏名

検 算

租税特別措置法 第70条の4第27項 第70条の6第32項 の規定による継続届出書の提出期限前3年間に

おける特例農地等の異動の明細は、次のとおりです。

[illegible]

※欄には記入しないでください。

(資 1 2 - 1 3 - A 4 統一)

（裏）
記 載 方 法 等

この明細書は、継続届出書の提出期限前3年の間に特例農地等の異動があった場合のその異動等の明細を記載するときに使用してください。

- 1 本文の「租税特別措置法 第70条の4 第27項
第70条の6 第32項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6 第32項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4 第27項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等と記載してください。
なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。
- 3 「贈与価額・農業投資価格超過額」欄は、贈与税の場合は農地等の価額を、相続税の場合は農地等の通常価額から農業投資価格を差引いた金額を、贈与税又は相続税の申告書等により記載してください。
- 4 「譲渡等の年月日・態様」欄は、譲渡等又は買取りの申出等の年月日を記載するとともに、譲渡等又は買取りの申出等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、権利の設定、耕作の放棄、権利の消滅、買取りの申出等に伴う譲渡等と記載してください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

**納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による
譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書**

税 務 署
受 付 印

平成_____年____月____日

_____税務署長

住 所 _____

届出者

氏 名 _____ ⑤
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農 地 等 の 贈 与		昭 和 平 成	
相 続 (遺 贈)		年 月 日	
贈 与 者	住 所	氏 名	
被 相 続 人			

1 収用交換等により譲渡した農地等の明細

- (1) 所在場所 _____
- (2) 地 目 _____
- (3) 面 積 _____ m²
- (注) この欄に書ききれない場合には「届出書(付表)」に記載してください。

2 農地等の譲渡をした日 _____ 平成_____年____月____日

3 農地等の譲渡先 _____ 所 在 地 _____
名 称 _____

4 その他参考事項

※ 添付書類

- ☐ 公共事業施行者の証明書 ☐
- ☐ ☐

関与税理士

印

電話番号

(資 12-56-A 4 統一)

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項）の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡をした場合に納付すべき利子税について、同法第70条の8第1項又は第70条の8第3項の規定の適用を受けようとするときに使用してください。

この規定の適用を受けた場合の利子税の額は、次に掲げる「収用交換等による譲渡の時期」の区分に応じ、それぞれ次のとおりとなります。

収用交換等による譲渡の時期	利子税の額
平成26年4月1日から平成33年3月31日までの間の場合	0（零）
上記以外の場合	通常納付すべき利子税の額の2分の1の金額

1 提出期限

この届出書は、納税猶予に係る期限（収用交換等により譲渡をした日から2月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、この規定の適用が認められます。

2 記載要領

(1) 文章中の不要文字は、二本線で抹消してください。

(2) 「収用交換等により譲渡した農地等の明細」欄

イ 収用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。

ロ この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

(注) 下記3(1)の公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。

(3) 「農地等の譲渡をした日」欄

収用交換等による譲渡をした日を記載してください。

(4) 「農地等の譲渡先」欄

農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。

(注) 下記3(1)の公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を発行した公共事業施行者と同じになります。

(5) 「その他参考事項」欄

イ 収用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続（遺贈）後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。

ロ やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の詳細を記載してください。

3 添付書類

届出書には次の書類を添付してください。

(1) 公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類

(2) 収用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地等であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記事項証明書）

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による
譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書(付表)

届出者	住所		氏名	
-----	----	--	----	--

収用交換等により譲渡した農地等の明細

所 在 場 所	地 目	面 積	備 考
		m ²	

- (注) 1 「公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」に記載された「譲渡を受けた農地等」の内容と同一か確認してください。
- 2 贈与又は相続の後に分筆等があったものについては、その旨を備考欄に記載してください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）

税務署 受付印		整理簿番号		※	
税務署長		〒		住 所	
申請者		氏 名		☎ 電話	
年 月 日提出					
次の規定により、下記のとおり 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得価額等に関する承認申請をします。					
規定	贈与税	☐ 租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）			
		☐ 租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）			
	相続税	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7第30項（代替農地等の取得）			
		☐ 租税特別措置法施行令第40条の7第34項（代替農地等の付替え）			
(注) 贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受ける場合には、それぞれの「 ☐ 」にレ印をしてください。					
記					
譲渡等をした特例農地等	所在地			計	
	地目等、面積		m ²		m ²
	贈与を受けた年月日 相続（遺贈）があった年月日	平成 年 月 日		平成 年 月 日	
	贈与の時の価額 相続（遺贈）の時の価額	円		円	円
	農業投資価格	円		円	円
	農業投資価格超過額	円		円	円
	譲渡等の年月日、態様	平成 年 月 日		平成 年 月 日	
	譲渡等の対価の額	円		円	円
取得地等又は採る草見放込地等の等	所在地				
	地目等、面積		m ²		m ²
	取得等予定の年月日	平成 年 月 日		平成 年 月 日	
	取得価額の見積額 （代替農地等の取得の場合）	円		円	円
	譲渡等の時における価額 （代替農地等の付替えの場合）	円		円	円
摘要					

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資12-19-1-A4統一)

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例農地等の譲渡等をした場合において、その譲渡等の日から1年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から1か月以内です。

- 1 この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「贈与税」の文字を横線で抹消するとともに、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。

この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の4第15項及び第16項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について租税特別措置法第70条の6第19項及び第20項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の7第30項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の7第34項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

- 2 「譲渡等をした特例農地等」の各欄は、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

- (2) 「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（収用交換等による譲渡の場合には「収用」）、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

なお、譲渡等をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

- 3 「取得等をする見込みの農地又は採草放牧地等」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて農業の用に供する見込みである代替農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「取得等予定の年月日」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第30項（代替農地等の取得）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等の取得予定年月日を、「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第34項（代替農地等の付替え）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等を農業の用に供する予定年月日を記載してください。

- (2) 「取得価額の見積額」欄は、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合に、代替農地等の取得価額の見積額を記載してください。

- (3) 「譲渡等の時における価額」欄は、代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合に、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

- 4 次の①又は②に掲げる場合には、この申請書に次の書類を添付して提出してください。

①	三大都市圏の特定市の区域（下表に掲げる区域のことをいいます。）内に所在する特例農地等の収用交換等による譲渡につき、その譲渡があった日から1年以内に農地又は採草放牧地となる見込みのある土地について、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合	〈添付書類〉 公共事業施行者の買取り等の年月日及びその買取り等に係る資産の明細を記載した買取り等があったことを証する書類
②	代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合	

【三大都市圏の特定市の区域】

1	都の区域（特別区の存する区域に限る。）
2	首都圏整備法第2条第1項に規定する首都圏、近畿圏整備法第2条第1項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第2条第1項に規定する中部圏内にある地方自治法第252条の19第1項の市の区域
3	上記2に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地若しくは同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域若しくは同条第4項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域内にあるものの区域



第 号

住 所 又 は

所在地（納税地）

氏 名 又 は

名 称

殿

平成 年 月 日

税務署長 印

代替農地等の取得等に関する
承認申請に対する承認（却下）書 （通知用）

平成 年 月 日付で申請のありました、代替農地等の取得等見込みについての
取得価額の見積額等の承認申請を 承認 却下 いたします。

この通知に係る処分理由

（注） 譲渡等があった日から1年を経過する日までに、その承認を受けた譲渡等の対価の額の全部又は一部が代替農地等の取得に充てられていない場合やその承認を受けた譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替農地等を農業の用に供していない場合には、その部分に対応する 贈与税額 相続税額 又は全部の 贈与税額 相続税額 は、その1年を経過した日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。

（ ）枚のうち（ ）枚目

（資 12-19・28-3-A 4 統一）

代替農地等の取得等に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

使用目的

この承認（却下）書は、「代替農地等の取得等に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

代替農地等の取得価額等の明細書

整理簿番号	検印
※	※

税務署
受付印

税務署長

〒 住 所 _____
氏 名 _____ 印 電話 _____

次の規定による承認申請に係る代替農地等の取得価額等は、下記のとおりです。

規 定	贈与税	☐ 租税特別措置法施行令第40条の6第29項 (代替農地等の取得)
		☐ 租税特別措置法施行令第40条の6第32項 (代替農地等の付替え)
	相続税	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7第30項 (代替農地等の取得)
		☐ 租税特別措置法施行令第40条の7第34項 (代替農地等の付替え)

(注) 贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受けた場合には、それぞれの「□」にレ印を記入してください。

記

譲渡等をした 特例農地等	所在地			
	地目等、面積	①	m ²	m ²
	譲渡年月日、態様	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	贈与価額 農業投資価格超過額	②	円	円
	譲渡の対価の額	③	円	円
取得等をした 農地又は 採草放牧地等	所在地			
	地目等、面積	④	m ²	m ²
	取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	農地法の規定による許可又は 届出の受理年月日	平成 年 月 日 許可届出	平成 年 月 日 許可届出	平成 年 月 日 許可届出
	取得の態様			
	取得価額 (代替農地等の取得の場合)	⑤	円	円
	譲渡等の時における価額 (代替農地等の付替えの場合)	⑥	円	円
	買入先 住所又は所在地 氏名又は名称			
譲渡等が分	② × $\frac{③ - (⑤ + ⑥)}{③}$		円	円
譲渡等が分	① × $\frac{⑤ + ⑥}{③}$ 「1を超えるときは1とする。」	⑦	m ²	m ²
	② × $\frac{⑤ + ⑥}{③}$ 「1を超えるときは1とする。」	⑧	円	円
摘要				

(注) 1 「農地法の規定による許可又は届出の受理年月日」欄は、代替農地等の取得に関する承認に基づき取得した農地又は採草放牧地について、農地法上の手続を行った場合に記載してください。
2 「買入先」欄は、代替農地等の取得に関する承認の場合に記載してください。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資12-20-A4統一)

記載方法等

この明細書は、特例農地等の譲渡等をした日から１年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡等の日から１年を経過する日までに代替農地等を取得したとき又は農業の用に供したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23の7第23項若しくは第24項又は第23条の8第18項若しくは第19項に規定する書類として使用してください。

- 1 この明細書を提出する場合は、本文表中の「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、代替農地等の取得等をする見込みにつき、承認申請をした規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。

この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の4第15項及び第16項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について同法第70条の6第19項及び第20項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の7第30項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の7第34項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

- 2 「譲渡等をした特例農地等」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

- (2) 「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（収用交換等による譲渡の場合には「収用」）、「贈与」、「転用」、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

- 3 「取得等をした農地又は採草放牧地等」の各欄には、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「取得年月日」欄は、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等の取得年月日を記載してください。

- (2) 「取得価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第30項（代替農地等の取得）」の規定に基づき代替農地等の取得をした場合に、その代替農地等の取得価額を記載してください。

- (3) 「譲渡等の時における価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第34項（代替農地等の付替え）」の規定に基づき代替農地等を農業の用に供した場合に、公共事業施行者から交付を受けた下記5②の書類に基づき、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

- 4 「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

- 5 次の①又は②に掲げる場合には、この明細書に次の書類を添付して提出してください。

①	代替農地等のうちに、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市の区域（下表に掲げる区域をいいます。）内に所在するものがある場合	〈添付書類〉 三大都市圏の特定市の区域内に所在する代替農地等が租税特別措置法第70の4第1項又は第70の6第1項に規定する農地又は採草放牧地に該当する旨を証する市長又は特別区の区長の書類の写し
②	代替農地等の付替えに関する承認を受けた場合	〈添付書類〉 公共事業施行者から交付を受けた特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を明らかにする書類

【三大都市圏の特定市の区域】

1	都の区域（特別区の存する区域に限る。）
2	首都圏整備法第2条第1項に規定する首都圏、近畿圏整備法第2条第1項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第2条第1項に規定する中部圏内にある地方自治法第252条の19第1項の市の区域
3	上記2に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地若しくは同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域若しくは同条第4項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域内にあるものの区域

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

代替農地等の取得等の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等

の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第8号又は第9号）

租税特別措置法第70条の4第1項に規定する贈与者の死亡の日前1年以内に特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得等に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得等に関する承認とみなされるときに譲渡等をした特例農地等の明細は次のとおりです。

譲渡等をした特例農地等の所在地番				
地目等				
面積	m ²	m ²	m ²	m ²
譲渡等の対価の額	円	円	円	円
譲渡等の年月日、態様	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
相続時における価額	円	円	円	円
相続時における農業投資価格超過額	円	円	円	円

（資12-21-A4統一）

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、贈与税の納税猶予を受けている者が特例農地等を譲渡し、これについて代替農地等の取得等の承認を受けている場合において、特例農地等を譲渡した日から1年以内に特例農地等の贈与者が死亡したときに、その贈与者の死亡にかかる相続税について相続税の納税猶予を受けるための相続税の申告書の添付書類として使用してください。

- 1 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地と記載してください。
なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。
- 2 「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載するとともに譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書

(納税猶予事案用)

整理簿番号

税 務 署
受 付 印

〒

住 所

税務署長

申請者

年 月 日提出 氏 名 ⑥ 電話

租税特別措置法施行令 第40条の6 第36項 の規定により 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係
 第40条の7 第39項
 る 代替農地等の取得価額の見積額等 都市営農農地等該当見込み等 に関する承認申請をいたします。

買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細	農 地 等 の 所 在 地					計
	農地等の地目、面積		m ²		m ²	
	贈与を受けた相続(遺贈)のあった年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	贈与相続(遺贈)の時の価額	円	円	円		円
	農 業 投 資 価 格	円	円	円		円
	農業投資価格超過額	円	円	円		円
	買取りの申出等の内容					
	買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
譲渡等又は採草放牧地取得見込みの明細	譲渡等の予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	譲渡等の対価の見積額	円	円	円		円
	取得する農地又は採草放牧地の所在地					
	農地等の地目、面積		m ²	m ²		
	取得予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	取得対価の見積額	円	円	円		円
都市営農農地等該当の明細	都市営農農地等該当予定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	都市営農農地等該当見込の農地又は採草放牧地の所在地					
	農地等の地目、面積		m ²	m ²		

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 12-35-1-A 4 統一)

(裏)
記 載 方 法 等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予期限がまだ確定しない間に買取りの申出等があった日から1年以内にその買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地等の譲渡等をし、かつ、代替農地等を取得する見込みであること又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更等の告示等のあった日から1年以内にその告示等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その買取りの申出等があった日から1か月以内です。

- 1 この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の7第39項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の6第36項」と「贈与税」の文字をそれぞれ横線で抹消するとともに、承認を受けようとする内容に応じ、「代替農地等の取得価額の見積額等」又は「都市営農農地等該当見込み等」欄のうち、いずれか一方を横線で抹消してください。
- 2 「買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、買取りの申出等があった特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - (1) 「農地等の地目、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ田、畑と記載してください。
 - (2) 「買取りの申出等の内容」欄及び「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出等があった年月日及び買取りの申出等の態様に応じ、生産緑地法第10条（又は第15条第1項）の規定による買取りの申出、都市計画の決定、都市計画の変更、旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
なお、買取りの申出等があった特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。
- 3 「譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細」欄と、「都市営農農地等該当の明細」欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地等又は都市営農農地等に該当する見込みである農地等に関する事項を記載してください。

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

猶予整理簿	検 印
※	※

税 務 署 印

税務署長

平成____年____月____日

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法施行規則 第23条の7第25項 第23条の8第20項 に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

譲渡等をした 特例農地等の 明細	農地等の所在地			
	農地等の地目			
	農地等の面積	①	㎡	㎡
	買取りの申出等の内容			
	買取りの申出等の年月日		平成 年 月 日	平成 年 月 日
	譲渡等の年月日		平成 年 月 日	平成 年 月 日
	譲渡等の態様			
	譲渡の対価の額	②	円	円
取得した農地又は 採草放牧地の 明細	贈与価額 農業投資価格超過額	③	円	円
	農地等の所在地			
	地 目 等			
	面 積	④	㎡	㎡
	農地法の規定による許可 又は届出の受理年月日		平成 年 月 日 許可 届出	平成 年 月 日 許可 届出
	取 得 の 態 様			
	取 得 年 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月 日
	取 得 価 額	⑤	円	円
買入先	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
買がる 取あ部分 のた と 申出 され	① × $\frac{② - ⑤}{②}$	⑥	㎡	㎡
	③ × $\frac{② - ⑤}{②}$	⑦	円	円
買がれ 取なる りか部 のた と 申出 等と さ	① × $\frac{⑤}{②}$ (1を超えるとき は1とする。)	⑧	㎡	㎡
	③ × $\frac{⑤}{②}$ (1を超えるとき は1とする。)	⑨	円	円

(注) 代替農地等として取得した農地又は採草放牧地が平成3年1月1日において租税特別措置法第70条の4第2項第3号イからハマで掲げる区域内にある場合には、その農地又は採草放牧地が同法第70条の4第1項に規定する農地又は採草放牧地に該当するものであることについての市長、区長の証明が必要となります。

※印欄は記入しないでください。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資12-36-A4統一)